ＩＳＳＵＥ　ＢＲＩＥＦ

日本の当面する外交防衛分野の諸課題

―第 163 国会以降の主要な論点―

国立国会図書館　ISSUE BRIEF NUMBER 497 (OCT.7.2005)

はじめに
１　日米同盟の課題―米軍再編と駐留経費負担問題
２　日中関係―歴史認識と海洋秩序をめぐる摩擦
３　日韓関係―歴史問題をめぐる摩擦
４　北朝鮮をめぐる諸問題―拉致・核・ミサイル
５　日露関係―プーチン訪日と北方領土問題
６　東アジア首脳会議（サミット）―東アジア共同体形成に向けて
７　国連改革と日本の常任理事国入り問題
８　テロ対策特別措置法改正問題
９　自衛隊のイラク派遣期間延長
10　緊急事態基本法案
おわりに
文献リスト

外交防衛調査室・課

調査と情報

第４９７号

はじめに

第162回通常国会（平成17年1月21日～8月8日）においては、2005年（平成17年）が第2次世界大戦終了60周年の節目の年であることなどから、通常の外交・防衛関連の議案審議に加えて、小泉首相の外交姿勢や歴史認識を問う議論などが活発に交わされた。しかし、郵政民営化法案の参議院による否決を受けて、同年8月8日に衆議院が解散されて実施された総選挙においては、郵政民営化をはじめとする国内改革の議論が主要な争点とされて、外交・防衛に関する諸課題は大きな争点とはならなかった。

とはいえ、総選挙終了後、北朝鮮をめぐる6者協議で初の共同声明が採択される一方で日朝対話も再開が合意されたほか、在日米軍再編に向けた調整作業の加速を小泉首相が指示するなど、外交・防衛に関する諸課題が急進展を見せる可能性も高い。本稿では、我が国が2005年秋以降に当面する外交・防衛分野の諸課題を取り上げて、その論点を整理することにより今後の国政審議に資することにしたい。

1　日米同盟の課題―米軍再編と駐留経費負担問題

日米が在日米軍再編に関する協議を本格化したのは、2003 年末頃であった。当初報じられた再編案は、①米ワシントン州に置かれている第 1 軍団司令部のキャンプ座間（神奈川）への移転、②横田基地（東京）の日米共同使用及び軍民共用化、③空母艦載機による NLP（夜間離発着訓練）の厚木飛行場（神奈川）から岩国飛行場（山口）への移転、④在沖海兵隊の日本本土への移転等である。これらの中には日本の負担軽減につながる案もあるが、多くの場合在日米軍基地の日本国内における移転が前提とされている。米軍基地の機能強化や新設は政治的にセンシティブで、地元自治体の反発も予想される。そのため日本政府としても積極的に交渉に望めないという側面があり、日米間の交渉は停滞気味であった。

この停滞を打破するため、日米はまず日米同盟の戦略を再確認することで合意した。その結果が、2005 年 2 月に発表された日米の共同発表（いわゆる「共通戦略目標」）である。この文書はテロ、大量破壊兵器の拡散、ミサイル防衛等を日米が共同で対処すべき課題と位置づけ、北朝鮮には「核計画の完全な廃棄」を要求し、中国が「建設的な役割を果たすことを歓迎し」、中台問題の「平和的解決」を促すものである。以後、日米はこの戦略目標を土台として米軍の再編を検討している。しかし、当初の報道では 2005 年 9 月にも米軍再編の中間報告が公表され、年内にも最終的な合意がなされるとされていたが、交渉の難航や衆議院解散の余波を受け、スケジュールは遅延している。

最近になって報じられている再編案の特徴は、自衛隊と米軍の関係強化を重視していることにある。例えば、第 1 軍団司令部の移転候補地とされるキャンプ座間へ陸自に新設される「中央即応集団」司令部を置くこと、相模補給敞（神奈川）の一部を日本に返還した上で陸自ヘリ部隊を配備すること、自衛隊の航空総隊司令部を在日米空軍司令部のある横田基地へ移転し日米共同の防空センターを設立すること等が検討中とされる。また、1996 年の SACO（沖縄に関する特別行動委員会）で合意されたものの、その後停滞している普天間飛行場（沖縄）の沖縄県名護市辺野古沖への移設計画も、今回の米軍再編の一環として見直しが検討されている。最近では、規模を縮小し辺野古沖の浅瀬に設置する案や名護市キャンプ・シュワブの敷地内へ設置する案といった具体案が報じられているが、日米間あるいは日本政府と地元自治体との間で合意を得るには至っていない。

米軍再編交渉の遅滞は、在日米軍駐留経費の負担、いわゆる「思いやり予算」をめぐる日米交渉にも影響を与えている。「思いやり予算」とは、日本が負担している在日米軍駐留経費のうち、1978 年度以降に負担を開始した施設整備費、光熱水料、訓練移転費、日本人の基地従業員の労務費等についての日本側による一定の経費負担を指す通称である。中には日米地位協定に負担根拠が無いものもあるが、それらに関しては米国と特別協定を結び日本の負担を定めている。特別協定に基づく負担額は、2005 年度予算で約 1,391 億円である。現行の協定は 2006 年 3 月で失効するため新協定を結ぶ必要があるが、米軍再編はこれらの経費にも大きく影響することもあって、特別協定の協議は先送りされている。当初、日本は大幅な負担軽減を求める方針とも報じられていたが、交渉の時間的余裕がないことからそれを断念し、従来は 5 年間の特別協定の期限を 2〜3 年に短縮し、次回の見直しで負担軽減を求める方針に転換したと報じられている。

上記の課題は、単なる基地の移転や日本の負担軽減、あるいは地元との利害調整といった問題に矮小化されてはならない。米国は、在日米軍の再編をグローバルな戦略の見直しの一環と位置づけている。日本としても、戦略的な見地に立って交渉に臨まなければ、米国と対等の立場で議論することはできないであろう。日米がどのような部隊をどこに配置するのかは、より大きな戦略的考慮――例えば日米安保の戦略目標、在日米軍の存在理由、有事における米軍及び自衛隊の行動と協力の態様、更には極東そしてアジア・太平洋の安定に対する日本の関与と貢献のあり方――から導き出されるべき事柄である。それなくしては、今回の米軍再編も、惰性に流された微調整に終わってしまう可能性もある。

2　日中関係―歴史認識と海洋秩序をめぐる摩擦

2004 年、我が国の中国（香港を含む）との貿易額は戦後初めて対米貿易額を超え、日中経済はますます相互依存の度合いを強めている。一方、両国の政治関係は歴史認識をめぐる問題で冷却化し、日中共同宣言（1998 年）がうたう首脳の相互訪問も 2001 年 10 月を最後に中断したままである。また、東シナ海の海洋秩序等をめぐっても摩擦が繰り返されている。「政冷経熱」といわれる状態からの脱却が急がれる。

【歴史認識をめぐる問題】　歴史認識をめぐっては、小泉首相の靖国神社参拝が問題となっている。2003 年 3 月に発足した胡錦涛国家主席と温家宝首相の新体制は、当初、この問題への直接的言及を控えていたが、小泉首相 4 回目の参拝（2004 年 1 月 1 日）を受けて軌道修正した。2004 年 11 月の首脳会談（ビエンチャン）において、温家宝首相は「靖国神社には A 級戦犯が祀られており、日本の指導者が参拝することを中国人民は受け入れることができない」と小泉首相に再考を促したが、小泉首相は「参拝は心ならずも戦場で倒れた人々への慰霊の気持ちからであり、不戦の誓いを新たにするものだ」との従来の見解を繰り返したとされ、両者の主張はかみ合わなかった。

靖国問題の行き詰まりに加え、2005 年春には教科書検定問題が再燃した。中国側が、「新しい歴史教科書を作る会」が主導する扶桑社版教科書の合格を、歴史をゆがめる教科書の認定であると非難すると、日本側は検定制度への理解を求め、また中国の愛国教育が反日感情を助長した側面があると指摘した。

教科書検定をめぐる対立は、中国国内で日本企業製品の不買運動に発展し、日本の国連安保理常任理事国入り反対運動と相まって、4 月に中国各地で激しい反日抗議行動を引き起こした。中国側は日本の歴史認識が原因としながらも、こうした行動の押さえ込みに動

いた。その後、「抗日戦争勝利 60 周年」関連行事が続くものの、目立った反日行動は報じられていない。小泉首相は今年 4 月 22 日のアジア・アフリカ会議 50 周年記念首脳会議演説で、改めて過去の植民地支配と侵略に対する「反省とおわび」を表明したが、靖国神社参拝については「適切に判断」するとの姿勢を崩しておらず、また、政府が検討した国立・無宗教の追悼施設建設問題も棚上げされている。

歴史認識をめぐる問題は、原則論の応酬だけで解決することが困難である。中国語訳した中学校歴史教科書の外務省ホームページへの掲載（実施済み）、日中歴史共同研究委員会の発足（予定）など、今後も相互理解の努力を積み重ねていく必要がある。

【海洋秩序等をめぐる問題】　東シナ海の日中両国間の排他的経済水域及び大陸棚の境界をめぐる協議は平行線をたどっている。日本が両国の海岸からの中間線を主張するのに対し、中国は、大陸棚が沖縄トラフまで続いているとの理由から、そこまでを中国の海域だと主張する。日本側が主張する境界に近接する海域で、中国はガス田開発に着手した（2005 年 9 月には採掘施設の一つ「天外天」で操業が確認された）。一部のガス田は地下で日本側海域まで広がっている可能性があるため、日本側は開発中止とデータ提供を求めているが、中国側はこれに応じていない。

この他、中国は日本近海での海洋活動を急速に活発化させている。沖ノ鳥島近海では事前通報なしの海洋調査船による調査を行っており、日本側の抗議に対して、「沖ノ鳥島は、島ではなく岩だ」と主張し、同島周辺の日本の排他的経済水域は認められないとの立場を表明している。また、2004 年 3 月には中国人活動家による尖閣諸島上陸事件、同年 11 月には中国海軍の原子力潜水艦による先島諸島付近の領海侵犯事件がそれぞれ発生した。海洋活動活発化の背景として、中国海軍の近代化と活動範囲の拡大が指摘される。

我が国としては、①海洋法に合致しない行動に対して即時中止及び再発防止を求める、②日中間の信頼関係を損なう行動に対して中国に自制を求めるなど適切な対応を行う、③我が国周辺の海底資源や大陸棚の調査を行うなど海洋権益の確保に努めるほか、④場合によっては、海洋資源の共同開発を中国側に提案するということも考えられる。

3　日韓関係―歴史問題をめぐる摩擦

日韓国交正常化40周年にあたる2005年を両国は「日韓友情年」として文化・経済・社会など各分野で交流を進め、21世紀を共に歩む日韓関係の礎を築いていく年と位置づけていた。この未来志向型の両国関係は、元々1998年の小渕恵三首相と金大中大統領（いずれも当時）が署名した「日韓パートナーシップ共同宣言」に由来するもので、その後の2002年ワールドカップ・サッカー共同開催や「日韓国民交流年」に続くものであった。

しかし、2005年2月に島根県議会が「竹島の日」条例案を審議し始めて以降、韓国側の対日意識が急速に変化した。1919年の「3.1運動」を記念する3月1日の演説で、盧武鉉大統領が「過去の真実の解明、謝罪と反省、賠償」を求めたのをはじめ、3月17日には大統領府の国家安全保障会議常任委員会名で、竹島（韓国名・独島）や歴史教科書検定問題などで日本に「断固対処する」という「対日新原則」を発表した。

こうした韓国側の姿勢は、日韓首脳相互訪問（シャトル）外交の最初の会合である 2004 年 7 月の済州島会談で盧大統領が表明した「任期中は両国間で歴史問題を提起しない」方針からの方向転換で日本側を困惑させたが、これを大統領支持率低下に対する「人気浮揚」説だけで説明するのは一面的過ぎよう。2003 年の就任当初、盧大統領は小泉首相に大きな

期待を寄せながら、歴史問題で日本側から「誠意」ある対応がなかなか得られなかったため大統領自身の認識ギャップが限界に達し、今回の方向転換につながったというのが専門家の見方である。その意味で盧大統領を批判するのは容易だが、このギャップの生じる背景を探ることにより日本側の今後の対応を考える参考にすることもできよう。

たとえば、小泉首相の靖国神社参拝について、金大中前大統領と小泉首相の 2001 年 10 月の日韓首脳会談を受けて、官房長官の私的諮問機関が 2002 年末に「国立の無宗教の追悼施設」の必要性を答申したが、その後の日本側での棚上げ状態は、大統領制の韓国から見れば首脳のリーダーシップの問題となり「誠意」の問題となったといわれる。また、日本にとって、島根県の「竹島の日」制定はあくまで地方議会の問題であるのに対し、韓国にとって、日露戦争は「韓半島侵略戦争」であり、その当時の竹島の島根県編入百周年を記念することは「過去の侵略の正当化」につながる歴史問題になったといわれる。

ただし、今回の摩擦で重要なことは、同時期に中国で起きた反日抗議行動と異なり、それが政府間摩擦であっても民衆の大規模行動ではなかった点である。韓国の経済発展と政治的民主化によって、日韓両国は民主主義、市場経済、対米同盟という基本的な政治体制を共有し、両者の価値観や国家目標は接近することになった。「体制共有」に加えて、ワールドカップ大会共催や年間約 400 万人といわれる両国の人的交流による両国民間の「意識共有」の芽生えが、今回の中国と韓国の対日摩擦の違いをもたらしたといわれる。

日韓関係を安定化するため、まず第 1 に両国間の歴史問題に由来する政府間摩擦を極小化し、双方のナショナリズムに火をつけないことが求められる。そのためには、今年 6 月の首脳会談（ソウル）において年内開催で合意された盧大統領訪日の実現と両首脳間の相互信頼の回復が急務である。その際、韓国側から見れば、小泉首相の靖国神社参拝と「新たな追悼施設の検討」は核心的な問題となろう。第 2 は、両国間の「戦略対話」の一層の強化充実である。米軍再編が進む一方で中国の軍事力増強が著しい東アジアにおいて、日韓が広い意味での戦略の相互理解を深めることは地域の安定化にも貢献するだろう。第 3 に両国間で進む「体制共有」「意識共有」の流れを加速することである。これは「東アジア共同体」（本稿第 6 節参照）形成につながるものでもあろう。

4　北朝鮮をめぐる諸問題―拉致・核・ミサイル

【拉致問題】　2002 年 9 月の小泉首相の電撃的訪朝によって、日朝間の過去の清算と懸案事項の解決を行って国交正常化へ努力することをうたった日朝平壌宣言が採択された。2004 年 5 月の 2 回目の小泉訪朝の結果、既に帰国した拉致被害者の北朝鮮に残された家族の帰国・訪日が 7 月までにすべて実現した。その他の安否不明の拉致被害者に関する調査要求に対して、2004 年 8 月以降 3 度にわたる日朝実務者協議において北朝鮮から報告がなされたが、提示された情報と物的証拠は日本側による精査の結果、信憑性に乏しいものであった。日本は同年 12 月に横田めぐみさんの「遺骨」が別人のものであるとの鑑定結果などを北朝鮮に手交したが、北朝鮮側はでっち上げであると反発し、実務者協議はそれ以降中断した。

その後、北朝鮮の核開発問題を協議する第 4 回 6 者協議において採択された共同声明で（後述）、日朝両国は日朝平壌宣言に基づいて過去の清算と諸懸案を解決することを基礎として国交正常化への措置をとることを約束した。諸懸案には当然拉致問題が含まれている。6 者協議期間中、北朝鮮は日本との個別接触に応じ、拉致問題は平壌において然るべ

く検討が行われていると述べ、政府間対話の再開にも同意した。

今後再開される日朝対話では、拉致問題をはじめ核やミサイル問題などの諸懸案の解決に向けた議論が予想される。拉致問題に関する日本側の基本姿勢は、安否不明の拉致被害者の真相究明及び生存者の帰国を要求するとともに、迅速かつ誠意ある対応がない場合は厳しい措置をとる、というものである。ただし、政府は今のところ経済制裁の発動には慎重な姿勢である。今後の交渉の進捗状況が注目されるが、先行きは不透明である。

【核開発問題】 2002 年 10 月に北朝鮮の濃縮ウランを利用した核兵器開発疑惑が浮上したのち、米国、中国、韓国、日本、ロシアの関係各国は平和的な問題解決をめざして、北朝鮮を交えた 6 者協議を 2003 年 8 月以後、2004 年 2 月、6 月及び 2005 年夏（7 月～8 月に開催後一時休会して 9 月に再開）の計 4 度にわたって開催してきた。

9 月 19 日に閉幕した第 4 回協議で初めて共同声明が採択され、北朝鮮はすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、核兵器不拡散条約及び IAEA 保障措置に早期に復帰することを約束し、米国は朝鮮半島において核兵器を有しないこと、及び北朝鮮に対して核兵器又は通常兵器による攻撃又は侵略を行う意図を有しないことを確認し、米朝はそれぞれの政策に従って国交を正常化するための措置をとることを約束した。また、北朝鮮以外の参加者は適当な時期に北朝鮮への軽水炉提供問題につき議論することに合意した。

2 年余りの交渉を経て、北朝鮮が核放棄を約束したことは１つの成果と言える。しかし、今回の合意では明確にされなかった論点が残されており、今後これらをめぐる対立が予想される。１つは核放棄が先か軽水炉供与の議論が先かという順序の問題、2 つ目は北朝鮮が認めていないウラン濃縮計画が核放棄の対象に含まれるか否かの問題である。1 点目に関しては、閉会後早々に米朝間の認識の違いが表面化した。具体的な核放棄の手順を検討するため、来たる 11 月に第 5 回協議が開催予定ではあるが、協議が予定通り開催されるかを含めて、合意形成までには従来以上に多くの困難と時間を要するように思われる。

【ミサイル等の問題】 核開発問題と並んで、北朝鮮の弾道ミサイルは日本の安全保障上の脅威であり、再開後の日朝対話における懸案の１つとなろう。同時に、北朝鮮による弾道ミサイルの輸出は国際安全保障上の脅威でもある。我が国としては、米国主導の大量破壊兵器等の移転に関する「拡散阻止構想（PSI）」をはじめ、大量破壊兵器等の拡散阻止のための各種の国際的な努力に積極的に関わっていくことが求められよう。

5　日露関係―プーチン訪日と北方領土問題

当面の日露関係で最も注目されるのは、プーチン・ロシア大統領の訪日である。当初 2005 年初めと発表されていた日程は大幅に延期され、ようやく 11 月 20 日に訪日が実現することとなった。プーチン大統領の訪日は、2000 年 9 月以来となる。

日露間では、幅広い分野における両国関係の進展を目指すための指針を示した「日露行動計画」が 2003 年 1 月に合意されている。行動計画の 6 つの柱である、①政治対話の深化、②平和条約交渉、③国際舞台における協力、④貿易経済分野における協力、⑤防衛・治安分野における関係の発展、⑥文化・国民間交流の進展、の各分野において、これまで実績を重ねてきたところである。

訪日では、両国間の最大の懸案である北方領土問題の行方が注目される。近年この問題では交渉に具体的な進展が見られないため、国会では、2005 年が日露修好 150 周年に当たることを受けて 2 月に衆議院本会議、3 月に参議院本会議それぞれで政府に北方領土問題

の早期解決と日露関係の飛躍的発展のための努力を求める決議が採択された。

ロシア側からは 2004 年末以降、プーチン大統領やラブロフ外相など政府関係者から、歯舞、色丹の 2 島返還に関する発言が相次いだ。これは、1956 年に結ばれた日ソ共同宣言に規定された、平和条約締結後の歯舞、色丹 2 島の日本への引き渡しを履行する用意があるとしたものであるが、4 島同時解決を要求する日本を牽制するものでもあろう。

これに対し日本側は、4 島の帰属の問題を解決し、平和条約を締結するという方針を改めて表明し、2 島のみの返還による最終解決は受け入れられない旨説明しており、双方はこの問題での溝が深いことを認めている。訪日を前に、最近ロシア側では、大統領の「4 島すべてがロシア領である」との強硬発言も報道されるなど、溝はさらに深くなる様相すら見せている。

日露は、大統領の訪日の際に発表される政治、経済に関する合意文書について、両国関係の前進につながるように調整を進めていくことを確認しており、これまでの交渉の成果を踏まえ、領土問題解決に向けた足がかりをどう得るかが焦点となろう。

6　東アジア首脳会議（サミット）―東アジア共同体形成に向けて

2005 年 12 月、第 1 回東アジア首脳会議の開催がマレーシア・クアラルンプールで予定されている。この会議は、1997 年から始まった「ASEAN＋3（日中韓）」の枠組みを基にして域内の協力関係が強化されてきた中で創設が提案され、2004 年 11 月の ASEAN＋3 首脳会議で開催が決まったものである。経済、政治、安全保障などで地域的な連携をはかる、将来の「東アジア共同体」を視野に入れ、参加国は ASEAN＋3（日中韓）にオーストラリア、ニュージーランド、インドを加えた計 16 か国で出発することが 2005 年 7 月に決まった。

日本は、小泉首相が 2002 年 1 月の東南アジア歴訪の際にシンガポールで行った演説の中で、日・ASEAN 関係を基礎とし、拡大しつつある東アジア地域協力を通じて「共に歩み共に進むコミュニティ」の構築を目指すことを提唱した。その後「東アジア・コミュニティ」という用語も使われたが、2004 年 9 月の国連総会において小泉首相が「東アジア共同体」構想を提唱し、日本として東アジア共同体を目指していくことを明確に示した。

今回の首脳会議の開催は、この東アジア共同体形成を促進するための弾みとなる一歩と期待されるが、会議の持つ意味合いや詳細に関して多くの問題点も指摘されている。開催の基本的目的や、これまでの ASEAN＋3 首脳会議との相違点が明確になっておらず、議長国や開催方式などの運営方法や議題についても未確定な部分が多い。また、参加国について、日本は首脳会議へ米国のオブザーバー参加を検討するよう提案したとされるが、今回のサミットでは実現しないことになった。さらにロシア、モンゴルが今後の参加の意向を表明しているとも報じられている。今後、これらの具体的内容を詰めていくことが関係各国間における協議の課題となるものと思われる。

7　国連改革と日本の常任理事国入り問題

2005 年 9 月 14 日から 16 日までの間、国連総会首脳会合が開催され、包括的な国連改革に関する成果文書を採択した。これは、2005 年 3 月に公表された事務総長報告書を土台として、その後の各国の議論により作成されたものである。

我が国の関心は、主に、安全保障理事会の改革と、それによる我が国の常任理事国入り

に集中した。事務総長報告書では、安保理改革に関する「ハイレベル委員会報告書」（2004年11月）の2つの提案及びその他の提案について、9月までに合意を図るものとされていたが、結局いずれの案も採決することはできなかった。

この間、我が国は、ブラジル、ドイツ、インドと共に、国連総会に対し決議案（G4案）を提出した。この提案に対しては、米国と中国が、それぞれ、理事会の非効率化や途上国の代表増優先などを理由に反対し、他の各国にも強く反対を働きかけた。また、イタリア、韓国などの「コンセンサス・グループ」も反対の立場をとり、別途決議案を提出した。G4は、独自の決議案を提出したアフリカ連合（AU）との一本化を期待したが、AUは拒否権の付与を強く求め、また、AU内部の意思統一にも失敗し、各提案とも採択されないまま会期末を迎えた。G4は、成果文書での安保理改革の期限設定を求めたが、成果文書では、改革の進展を年末までに点検するよう総会に要請するにとどまった。

小泉首相は、首脳会合で、常任理事国入りに向けた意欲をなお示しており、今会期（2005年9月～2006年9月）においても、常任理事国入りを目指す動きが想定される。

成果文書の内容は、他に次のようなものである。

- **人権理事会**：設置を決意。人権尊重を推進するとともに、人権関係機関間の調整を行なうことを目的とする。その任務と構成については、今会期中の議論に委ねられた。米国は、民主国家により構成される理事会を求めているが、途上国からは、理事国選出の要件を緩和すべきだとの意見が出されている。
- **平和構築委員会**：設置を決定。紛争後の平和構築や和解プロセスの調整を図り、統合戦略の助言、提案を行なうことを目的とする。年内に活動を始める。
- **各国の政府開発援助（ODA）**：2015年までにGNP比0.7%、2010年までに同0.5%とするよう努めること。成果文書では、事務総長報告書よりも後退し、努力目標にとどまった。
- **安全保障分野**：包括的テロ条約の締結に努める。テロの定義については、各国の意見が分かれ、合意に至らなかった。他に、この分野では、軍縮・不拡散について盛り込まれる予定だったが、今年の核兵器不拡散条約（NPT）運用検討会議と同様に、核保有国と非保有国との溝が大きく、削除された。
- **「保護する責任」**：国家が虐殺など人道に対する罪から国民を保護していないような場合には、国際社会が国民を保護する責任を負うとの考え方を示した。保護の手段としては、国家への支援から、安保理による強制措置まで様々な手段をあげている。
- **「旧敵国条項」の削除**：言及されたが、具体的な目処については明記されていない。

一方、ボルトン大使率いる米国が国連に強く求めているのは、管理・運営面での改革である。特に、イラクに対する「石油食糧交換プログラム」をめぐる汚職について、2005年9月に独立調査委員会による最終報告書が出されており、アナン事務総長の責任を直接問うものではないものの、今後の対応によっては、安保理改革など他の改革の進捗にも大きな影響を与えることが予想される。

8　テロ対策特別措置法改正問題

2001年9月11日に米国で起きた「9．11同時多発テロ」を受け、我が国は国際的な対テロ活動への支援を実施するため、2001年11月に2年間の時限立法として「テロ対策特別措置法」（平成13年法律第113号）を制定した。同法は、アフガニスタン等におけるテロ勢力への海上監視活動に従事する米英等の艦船に対し、海上自衛隊が補給支援を行う

ことなどを定めている。同年 12 月に支援活動が開始されてから、2005 年 8 月末までの総給油量は約 41 万キロリットル（約 160 億円相当）、派遣艦船は延べ 47 隻にのぼる。

この間、同法に基づく支援活動の実施期間は、基本計画の変更という形で半年ごとに延長されてきた。2003 年 10 月に、法改正によって期限を 2 年間延長したが、今年 11 月 1 日に期限切れを迎える。細田官房長官は、9 月 21 日の記者会見で同法を 1 年間に限って延長し、1 年後再延長する可能性については、さらに今後検討する方針を述べた。この方針に沿って政府は同法改正案を今特別国会に提出する予定である。

アフガニスタンでは 9 月 18 日に議会選挙が終了するなど、国家再建に向けた動きが進む一方、旧政権タリバンなど武装勢力の活動による治安悪化が伝えられており、依然不安定な状況も続いている。改正法案審議に際しては、①アフガニスタン情勢の今後、②国際的な対テロ活動と自衛隊による支援の必要性、③アフガニスタンの国家再建と我が国の貢献、などが主要テーマとなるものとみられる。

9　自衛隊のイラク派遣期間延長

2004 年 1 月に開始された、イラクの戦後復興に携わる自衛隊の派遣は 2005 年 12 月で満 2 年となる。派遣の根拠法である「イラク人道復興支援特別措置法」（平成 15 年法律第 137 号）に基づいて政府が決定した基本計画に定める派遣期間は、元々1 年間であったが、2004 年 12 月に基本計画変更が閣議決定され、期限が 1 年間延長された。この間、活動の中心となる陸上自衛隊は、延べ 3,900 人がイラク南部のムサンナ州サマワに駐留し、給水、道路等公共施設の復旧、医療技術の指導などを実施してきた。このうち、給水活動については、政府開発援助（ODA）による浄水装置が地元のムサンナ州に寄贈されたことによってその役割を終えている。

今年 12 月以降も活動を延長するか、政府は「イラクの政治プロセスや復興の状況、国際社会の動向といった点を総合的に検討して判断したい」として、未だ決断を下すに至っていない。イラクでは新憲法の草案が確定されるなど、国家再建に向けた政治プロセスは一定の進捗を示しているが、他方で依然として各地でテロ活動が続いており、治安情勢が改善される見通しは立っていない。イラク移行政府は、自衛隊の駐留延長を求めており、米国も我が国の支援継続に期待を示しているとされるが、自衛隊の活動をめぐる現地の環境は必ずしも良好とはいえない上に、イラク南部に駐留して治安維持に当たってきた英軍やオーストラリア軍が来年にも撤退するとも報道されている。今国会では、①イラクの治安情勢、②自衛隊による活動継続の必要性、③イラクの復興に向けた我が国の取り組み、などのテーマが論点になると予想される。

10　緊急事態基本法案

2005 年 7 月 28 日、自民・公明・民主 3 党は「緊急事態基本法案（仮称）」の国会への共同提出を目指して協議を継続していくことで合意した。この「緊急事態基本法案」とは、武力攻撃事態のほか、大規模テロ、大規模自然災害等における国の対応と権限等について定めるものとされており、与党と民主党がそれぞれ原案を策定している。2004 年 5 月に国民保護法など「有事関連 7 法」が成立したが、かねてから識者の間では、これら個別の有事関連法とは別に、緊急事態の定義や国の責務・権限を定めた包括的な基本法を整備すべ

きだとの指摘があった。

与党案と民主党案では細部に差異があるものの、いずれも「国家緊急事態」における首相の権限、内閣の機能強化など、いくつか共通の考え方を規定しているといわれる。3 党は、2004 年 5 月の有事関連法成立の時点で、2005 年の通常国会への法案提出に合意していたが、郵政法案をめぐる紛糾などもあって先送りされる結果となった。第 163 回特別国会後に開かれる国会において、重要課題の 1 つとして本格的な論議が始まることになろう。

おわりに

本稿では取り上げていない当面の外交・防衛分野の課題も多い。

たとえば、防衛分野については言えば、ミサイル防衛（MD） に関する諸問題がそれである。2005 年度から MD システムの整備が本格化したが、約 1 兆円に達するとされる費用の大きさからその費用対効果に関しては依然として論争があろう。また、MD の運用に絡んで、自衛隊の統合運用体制が 2005 年度末にも始まるが、自衛隊の統合運用とシビリアン・コントロールの関連についてもさらに詰めた議論が必要となるであろう。

外交分野については、グローバル化の著しい今日の世界では、日常生活のあらゆる事象が国際的な文脈の中に置かれ得るし、広い意味で安全保障上の問題ともなり、外交案件となり得るだろう。たとえば、日米関係においては、米国は日本に対して、米国内の BSE（牛海綿状脳症）発生によって輸入禁止になっていた米国産牛肉の早期全面輸入再開を求めており、日米間の重要案件と考えられているのがその代表例である。

このように当面の外交・防衛分野の課題といっても、本稿が個別の具体的課題すべてを網羅したものではない点をご留意いただければ幸いである。

【文献リスト】

◆日米同盟

- 福田毅「米軍の変革と在日米軍の再編　その 2」『調査と情報－ISSUE BRIEF』480 号, 2005.5.13.
- 同「米軍の変革と在日米軍の再編」『調査と情報－ISSUE BRIEF』455 号, 2004.9.24.
- 前田哲男『在日米軍基地の収支決算』（ちくま新書）筑摩書房, 2000.

◆日中関係

- 岡村志嘉子「中国の愛国主義教育に関する諸規定（資料）」『レファレンス』647 号,2004.12,pp.69-80.
- 小島朋之「三層構造から理解する新たな日中関係」『論座』123 号,2005.8,pp.30-37.
- 松葉真美「大陸棚と排他的経済水域の境界画定－判例紹介－」『レファレンス』654 号,2005.7,pp.42-61.
- 「中国の反日デモをめぐる諸外国の論調」『調査と情報－ISSUE BRIEF』483 号, 2005.5.28.

◆日韓関係

- 荒井利明『日韓・日朝関係の課題－東北アジアは提携できるか』日中出版, 2005.
- 小此木政夫「日韓関係－小泉政権の愚と三つの戦略」『論座』123 号,2005.8,pp.38-44.
- 水野直樹「歴史の清算－日韓歴史資料の共有化を」『世界』741 号,2005.7,pp.116-123.
- 李鐘元「「日韓関係」のビジョンが問われている」『潮』554 号,2005.8,pp.258-263.

◆北朝鮮問題

- ブルース・カミングス『北朝鮮とアメリカ－確執の半世紀』明石書店, 2004.
- 西岡力ほか『北朝鮮問題を整理する 5 ファイル』自由国民社, 2005.
- 春原剛『米朝対立－核危機の十年』日本経済新聞社, 2004.

◆日露関係
・ 枝村純郎「日露平和条約交渉のゆがみを正しておこう」『中央公論』1457 号,2005.10,pp.148-157.
・ 假屋原智子「日露行動計画合意後の両国関係」『調査と情報－ISSUE BRIEF』462 号, 2005.2.4.
・ 木村汎「プーチン外交の優先順位(4)対日政策」『海外事情』5 巻 36 号,2005.6,pp.90-106.
・ 袴田茂樹「日露平和条約問題をどう解決するか」『世界週報』4190 号,2005.4.5,pp.10-13.
◆東アジア共同体
・ 天児慧「新国際秩序構想と東アジア共同体論」『国際問題』538 号,2005.1,pp27-41.
・ 菊池努「「地域」を模索するアジア-東アジア共同体論の背景と展望」『国際問題』538 号,2005.1,pp.42-55.
・ 田辺智子「東アジア経済統合をめぐる論点」『調査と情報－ISSUE BRIEF』489 号, 2005.7.28.
・ 谷口誠『東アジア共同体』（岩波新書）岩波書店, 2004.
・ 寺田貴「『共に歩み共に進む』真の地域主義の設立を」『外交フォーラム』207 号,2005.10,pp.32-37.
◆国連改革と日本の常任理事国入り
・ *2005 World Summit Outcome*, UN Doc, A/60/L.1. 国連 HP
＜http://www.un.org/summit2005/documents.html＞
・ *In larger freedom: towards development, security and human rights for all*, UN Doc, A/59/2005. 国連 HP ＜http://www.un.org/largerfreedom/＞
・ 苅込照彰「国連安全保障理事会の拒否権」『調査と情報－ISSUE BRIEF』463 号, 2005.2.7.
・ 北岡伸一「常任理事国入りは日本が果たすべき責任である」『中央公論』1448 号,2005.1,pp.126-145.
・ 藤田久一「国連改革の歴史的展開と意義」『国際問題』534 号,2004.9,pp.42-54.
・ 星野俊也「国連改革で何が変わるのか」『外交フォーラム』201 号,2005.4,pp.34-49.
・ 吉田康彦『国連改革』（集英社新書）集英社, 2003.
◆テロ特措法改正・イラク自衛隊派遣延長・緊急事態基本法案
・ 衆議院調査局『イラク問題等に関する資料』2005.2.
・ 正本謙一「テロ対策関連 3 法・テロ対策特措法の制定」『時の法令』1659 号,2002.2.15,pp.6-34.
・ 半田滋『闘えない軍隊』（講談社プラスアルファ新書）講談社, 2005,
・ 森本敏『イラク戦争と自衛隊派遣』東洋経済新報社, 2004.
・ 山内昌之「イラク復興のシナリオと日本の選択―「大中東構想」と自衛隊の役割」『中央公論』1442 号, 2004.7,pp.92-103.

【執筆者一覧】（いずれも所属は外交防衛課）

はじめに、おわりに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・等 雄一郎
1 日米同盟の課題―米軍再編と駐留経費負担問題・・・・・・・・・・・・・・・福田 毅
2 日中関係―歴史認識と海洋秩序をめぐる摩擦・・・・・・・・・・・・・・・塚田 洋
3 日韓関係―歴史問題をめぐる摩擦・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・等 雄一郎
4 北朝鮮をめぐる諸問題―拉致・核・ミサイル・・・・・・・・・・・・・・・冨田 圭一郎
5 日露関係―プーチン訪日と北方領土問題・・・・・・・・・・・・・・・・・假屋原 智子
6 東アジア首脳会議（サミット）―東アジア共同体形成に向けて・・・・・・假屋原 智子
7 国連改革と日本の常任理事国入り問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・川西 晶大
8 テロ対策特別措置法改正問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木 滋
9 自衛隊のイラク派遣期間延長・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木 滋
10 緊急事態基本法案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木 滋